

広島県公営企業管理規程二号

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程

広島県公営企業決裁規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「主幹及び」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。